

議会議案第1号

難病対策の充実に関する意見書

現在、特定疾患（難病）と指定されているものは121疾患あり、そのうち45の疾患に対し、医療の確立、普及及び患者の負担軽減を図ることを目的に、公費負担による支援対策が講じられているところである。

しかし、昨年12月、国の「平成18年度第3回特定疾患対策懇談会」において、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病については、患者数が5万人を超え、希少性の要件を満たさなくなったことを理由に、対象者の範囲から軽症者を除外するなどの見直しを行うべきとの取りまとめが行われた。

この見直し案は、難病全体への配慮に欠けており、これまでの難病対策の歩みを後退させるものである。

難病については、未だ原因不明で治療方法が確立されておらず、病状等についての社会的認知度が少ないことから、日常生活を営む上で、患者本人や家族が抱く精神的・経済的不安、悩みは計り知れないものがあり、各種の支援が強く望まれているところである。

よって、国におかれては、患者の高齢化等の生活実態を十分に配慮し、引き続き公費負担適用の対象とするなど、治療研究事業の充実や地方の超過負担の解消等、所要の予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第2号

安心して医療を受けられる体制の堅持を求める意見書

我が国は、いつでも、どこでも、誰でも、公正で良質な医療を受けることができる国民皆保険制度を維持し発展させてきた。このため国民は安心して生活し、勤労にいそしむことが可能となり、世界トップレベルの平均寿命と高い経済力の双方を達成することができた。

世界から高い評価を受けているこの制度の下での国民医療費のGDPに対する割合は、主要先進7カ国中最下位となっている。

しかしながら、我が国の高齢者の増加が国民医療費を急騰させるとの予測のもとに、各種の医療費抑制策が打ち出され、高齢者の自己負担増、療養病床の大幅削減等の施策が進められている。また、へき地の医療機関や小児科、産婦人科等の医師不足がますます拡大している上、新しい看護基準の導入により看護職員不足に拍車がかかるなど、国民が安心して受けられる医療の提供体制に不安感が強まっている。

よって、国におかれては、下記の事項について実施されるよう強く要望する。

記

- 1 地域医療の再構築に向け、総合的なビジョンを早急に策定するとともに、社会保障の理念に基づく国民皆保険制度を堅持し、高齢者・障害者が安心して医療を受けられる体制を堅持すること。
 - 2 公的病院の診療体制を強化するための集約化への支援策を拡充するとともに、中核病院と地域医療機関の連携を強化するための対策を講じること。
 - 3 臨床研修制度のあり方について検討を行い、地域医療への従事者が十分に確保できる対策を進めること。
 - 4 医療関係職種、特に看護職員の人員不足と偏在を解消するため、養成力の強化、離職対策、職場復帰対策、院内保育の整備促進等の諸施策を速やかに実施すること。
 - 5 療養病床の急激な削減策を見直し、医療から介護、在宅までスムーズに移行できる施策を講じること。
 - 6 医療の安全確保のために必要な施策を実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第3号

漂流・漂着物に対する総合対策の確立に関する意見書

我が国の日本海沿岸には、毎年、多量のゴミが漂着し、特に冬季になると対岸諸国のものと思われる大量のポリタンクや貨物船の遭難・荷崩れなどによる積み荷の木材等、さらには注射器などの医療系廃棄物なども漂着している。

こうした漂流・漂着物は、海岸保全機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化を招くだけでなく、沿岸漁業や船舶の安全航行にも影響を及ぼすなど深刻な事態をもたらしている。

また、漂着した物の回収・処理については、各自治体が行っているが、年々増加する漂着物への対応に大きな負担を強いられており、また、これらの原因の究明及び処理方法の決定、処理費用の求償交渉など地方自治体による単独の交渉には限界があり、国レベルでの組織的な対応が必要である。

国は昨年、環境省、国土交通省、農林水産省、外務省など関係省庁による「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」を設置し、各種の対策を検討しているところであるが、実効性のある対策が求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について実施されるよう強く要望する。

記

- 1 日本海沿岸諸国に対し、廃棄物の適正処理、原因の究明とその防止策、監視体制の強化などを国において働きかけること。
- 2 外国籍の船舶などが漂着物の原因者である場合、処理費用の求償等に関して国際的に調整する国レベルの漂着物対策調整機関を設立すること。
- 3 漂流・漂着物に係る補助事業の採択基準を緩和するなど、実効ある制度となるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
海上保安庁長官
環境大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第4号

地域経済の活性化と若年者の安定した雇用の拡大を
求める意見書

景気の回復基調を受け、新規学校卒業者の就職内定率の向上など、雇用情勢は改善されつつあるものの、一方で非正規雇用の割合が高まり、若者を始めとしてニート、フリーター問題など、安定した職業に就けない者が増えているという問題は、所得格差の拡大や少子化問題などに深刻な影響を与えているところである。

本県では、これらの現状を踏まえ、若年者の安定した雇用の確保のためには、雇用を伴う経済活性化が最も重要であると認識し、県民・企業・関係団体等が一体となって各種事業を強力に推進してきたところである。

しかしながら、安定した雇いをより一層拡大するためには、地域経済の着実な発展を確保するとともに、正規雇用の促進に向けたルールづくりと企業への支援措置を拡充するなど、国レベルでの取り組みが不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について積極的に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 中小企業支援策など地域経済の活性化に向けた対策を充実・強化すること。
 - 2 非正規労働者を正規化し、違法・脱法雇用をなくす規制を強化するなど、正規雇用の拡大に向けた対策を始めとする労働施策を充実・強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月16日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
経済産業大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第5号

公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書

現在、個人情報保護に関する法整備の進展とともに、行政機関等においても、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっている。

特に、2005年4月から個人情報保護法が全面施行された中において、戸籍の公開制度を悪用して、他人の戸籍謄抄本を不正取得、不正利用する事件が相次いでおり、戸籍法に対する国民の不満や不安が高まっている。

そうした現状を背景に、戸籍法の見直しを検討してきた法制審議会の戸籍法部会は本年2月、戸籍法の見直しに関する要綱をまとめ、国に答申した。

要綱では、戸籍謄抄本の交付について、市町村長による交付請求者の本人確認を義務付け、第三者による交付請求については「正当な理由がある」と認められた場合に限定し、また、弁護士等の有資格者による請求についても依頼者名と具体的理由の明示などの条件を課するなど、これまでの原則公開の方針から原則非公開の方針へ転換する内容となっている。

戸籍は個人の身分事項、家族関係などの情報が満載されているにもかかわらず、公証のために原則公開とされてきた。しかし、不正請求・不正利用を防止し、プライバシーを保護する観点から、早急に戸籍の公開制度を見直すとともに、それらに対する罰則を強化すべきである。

よって、国におかれては、戸籍法改正について、早期に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第6号

安定的建設関連事業費の確保に関する意見書

景気回復を前提に、財政再建を大義に公共事業費の縮減が数年続いている。

しかもその削減額は、来年度地方財政計画においても地方単独事業で10%を超えるなど、極めて大きなものであると同時に、この削減がいつまで継続されるのかという不透明感は、建設産業を始めとする関連業界にとって極めて深刻であり、不安さを増大させている。

現在の景気回復は一部業種によって支えられたものであり、大都市圏への人口集中と相まって、地方における景気回復の実感は乏しく、建設産業を始めとする関連企業の体力はもはや限界に達している。

また、事業費の削減が、新規事業の抑制のみならず継続事業の完成の長期化など、地域の安全・安心の確保にも影響が出ており、事態は極めて深刻である。

よって、国におかれては、業界の実態をしっかりと把握するとともに、特に地方にとっては、なお必要とされる建設関連事業費の安定的確保に十分意を用いられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月16日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
農林水産大臣		
国土交通大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第十号

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

石川県議会委員会条例（昭和三十一年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務企画委員会の項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同表厚生環境委員会の項中「環境安全部」を「環境部」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。